主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人舩木秀信の上告趣意のうち、食品衛生法四条二号の規定の憲法三一条違反をいう点は、食品衛生法四条二号にいう「有害な物質」の意義が不明確であるということはできないから、所論は前提を欠き、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

<u>なお、アブラソコムツが食品衛生法四条二号にいう「有害な物質」が含まれる食</u> 品に当たるとした原判決の判断は、正当である。

よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成一〇年七月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	井	嶋	_	友
裁判官	藤	井	正	雄
裁判官	大	出	峻	郎